

企業年金ニュース 第43号

平成19年4月

平成23年度をもって廃止される **適格年金制度** に加入中のみなさん！

制度廃止にむけて、対応に苦慮しているという声がいけると聞こえてきます。

そこで企業年金ニュースでは19年3月号から数回にわけて、『適格年金について』の特集をしていますので、今後の対応の参考にしてください。

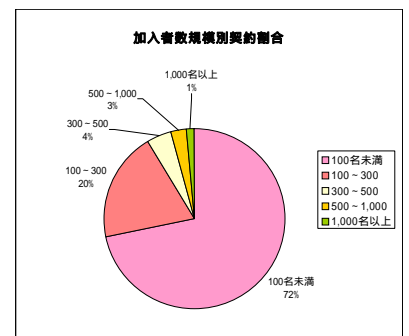
適格年金のいま

適格年金は外部の金融機関（生命保険会社や信託銀行等）を使って、会社の外で退職金を計画的に積み立て、従業員の退職時に年金（一時金）を支給する制度です。

企業にとっては、退職一時金の支払いが集中することなく、計画的に積立ができ、従業員にとっても資金が保全されているので安心です。

平成17年度時点の適格年金に加入する企業を従業員数の規模で分類すると、図1のとおりです。中小企業の多くが退職金制度に、適格年金を取り入れているかがわかります。『小規模で設立できる点』や『掛け金の全額が損金計上できる点』は、企業にとって大きな魅力でした。

図1. 加入者規模別契約割合



（「企業年金連合会」より）

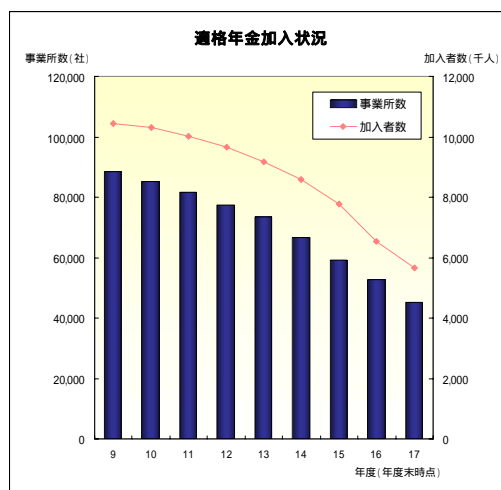
適格年金の制度は、昭和37年に始まりました。昭和54年から契約件数を伸ばし、ピーク時の平成5年には、9万2467件にいたりました。

しかしながら、バブル崩壊による運用難や、新会計基準の導入などにより、制度上の積立不足が企業会計上の大きな負担となり継続が困難になった結果、契約件数は年々減少し、平成13年度末には73,000社になりました。

また、平成13年6月に『確定給付企業年金法』が成立し、適年制度の廃止が決定したため（裏面『今月のことば～税制適格年金（適年）制度廃止の背景～』参照）、他制度への移行など、減少ペースが加速しました。

平成17年度末で45,000社にまで減少（ピーク時に比べ半減）しましたが、残り約5年で全企業が廃止もしくは移行しなくてはならないので、移行期限間際には、金融機関からの十分な対応を受けられない可能性が高くなるでしょう。

図2. 適格年金加入状況



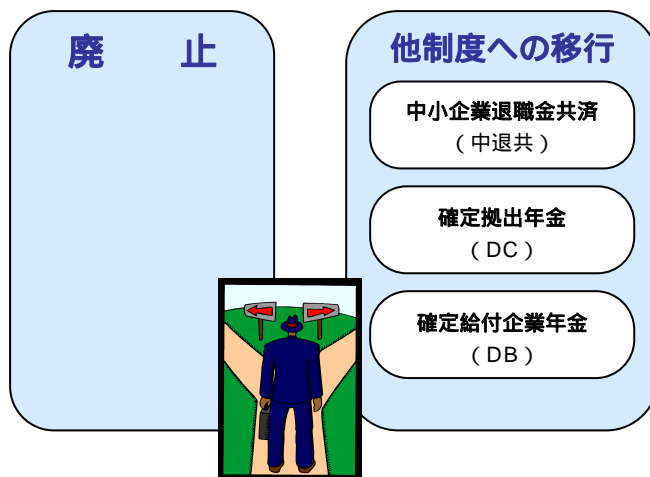
年度末	適格年金	
	事業所数(社)	加入員(千人)
平成9年度	88,312	10,432
平成10年度	85,047	10,297
平成11年度	81,605	10,011
平成12年度	77,555	9,656
平成13年度	73,582	9,167
平成14年度	66,741	8,586
平成15年度	59,163	7,778
平成16年度	52,761	6,545
平成17年度	45,090	5,670

（「企業年金連合会」より）

適格年金の今後

中小企業の多くが加入していた適格年金は、平成14年から10年の経過措置（他の制度への移行・移換が認められる）をもって、税制上のメリットを失います。つまり、平成24年3月31日に現在の適格年金は実質的に廃止になります（新規に適格年金を採用することはすでにできなくなっています）。

そこで、適格年金に加入中の企業は、廃止するのか、他制度へ移行するのかを早急に考えていく必要があります。



私どもが企業に往訪しお話を伺うと、他制度への移行について、本来認められていないにもかかわらず、確定拠出年金は退職時に一時金で受取れるとの誤った情報や、中小企業退職金共済制度（中退共）にすでに加入している場合にも、適格年金の資産を中退共へ移行できるとの誤解などがよくあります。

アイ企業年金基金では、みなさんのお役に立てるよう情報のご提供や、退職金制度の分析などのコンサルティングサービス等を実施しておりますので、ぜひ一度ご相談ください。

愛鉄連厚生年金基金主催の『年金制度改正説明会』にて、アイ企業年金基金の特長等についての説明もさせていただきますので、ぜひご参加ください。

（日程および会場について詳しくは、同封の『基金だより』をご参照ください。）

今月のことば **税制適格年金制度（適年）廃止の背景**

廃止される理由を一言で表せば、「受給権（従業員が退職金を受ける権利）の保全措置が十分ではなかった」ということになります。

そもそも、適年は、企業が独自に実施していた退職金（一時金制度）を移行して導入されたケースが大半でしたが、積立不足を埋めることが義務付けられていないなど、『受給権の保全』という概念はあまり考慮されていなかったといえます。

平成14年に制定された確定給付企業年金制度では、将来にわたって約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定することや、積立不足を一定期間内に埋めなくてはならないなどの積立義務が設けられ『受給権の保全』を重視した制度となりました。

そして、十分な移行期間（10年）を設け、税制適格年金制度は廃止されることになったのです。

3/11に出かけた愛鉄連健康保険組合主催のいちご狩り。今年、とても風が強くて寒かったです。ところが、身体は縮こまっても、胃袋は縮まらないようで、朝食直後にもかかわらず、なんと、『25個』も食べてしまいました。近くにいた小学校低学年くらいの男の子は『30個食べれたよ〜』っと、大はしゃぎ。品種は章姫というイチゴでかなり大きく甘かったです。

今はイチゴ狩りで有名となっている場所ですが、もとはイチゴの産地ではなく、いかに農業を盛り上げていかとの青年部の方々の創意工夫や取り組みが、実を結び観光地として栄えたという経緯があるそうですよ。（里）



アイ企業年金基金

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通 1-18
愛鉄連厚生年金基金会館 7階

TEL・FAX: 052-481-5608

E-mail: aikikin@mediacat.ne.jp

窓口開設時間：平日（祝日を除く）9時～17時

企業年金ニュースのバックナンバーは愛鉄連厚生年金基金のホームページに掲載されています。

【愛鉄連厚生年金基金のホームページアドレス <http://www.aitetsurenkikin.or.jp>】